## -----

## 教育委員会規則

高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成24年12月14日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

## 高知県教育委員会規則第10号

高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例施行規則(趣旨)

第1条 この規則は、高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例 (平成24年高知県条例第55号。以下「条例」という。)の規定に基づき、高知県立弓道場(以下「弓道場」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可の申請)

- 第2条 条例第5条第1項の利用施設(同項に規定する利用施設をいう。以下同じ。)の利用の許可(以下「利用の許可」という。)を受けようとする者は、条例第2条第1項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に対して、指定管理者が定める利用許可申請書を提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、口頭により申請をすることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、弓道場の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、利用の許可を受けようとする者は、高知県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に対して、別記第1号様式又は別記第2号様式による利用許可申請書を提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に認めたときは、口頭により申請をすることができる。
- 3 前2項の規定による申請は、当該利用を開始する日の10日前までにこれをしなければならない。ただし、指定管理者(弓道場の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、教育委員会。次条第1項及び第2項、第4条第1項、第5条ただし書、第9条、第11条ただし書、第12条ただし書、第14条並びに第15条において同じ。)が特に認めたときは、この限りでない。

(利用の取消しの届出等)

- 第3条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、 当該利用施設の利用を取り消すときは、直ちにその旨を指定管 理者に届け出なければならない。
- 2 条例第5条第1項の利用施設の利用の変更の許可(以下「利用の変更の許可」という。)を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める利用変更許可申請書を提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、口頭により申請をすることができる。
- 3 利用者は、前項の規定により利用の変更の許可の申請をする

場合において、次条第1項の規定により利用券の交付を受けて いるときは、当該利用券を提出しなければならない。

- 4 教育委員会に対して提出する第2項の利用変更許可申請書は、別記第3号様式又は別記第4号様式によるものとする。 (利用許可書の交付等)
- 第4条 指定管理者は、第2条第1項若しくは第2項又は前条第2項の規定による申請があった場合において、利用の許可又は利用の変更の許可をするときは指定管理者が定める利用許可書若しくは利用券又は利用変更許可書若しくは利用券を当該申請をした者に交付し、利用の許可又は利用の変更の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。
- 2 教育委員会が交付する前項の利用許可書は別記第5号様式 に、利用券は別記第6号様式に、利用変更許可書は別記第7号 様式によるものとする。

(利用料金等の納付の時期)

第5条 条例第9条の規定による利用料金又は条例第14条第1項 の規定による使用料の納付は、当該利用の前にこれをしなけれ ばならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、当該利 用の後にすることができる。

(利用料金の承認の申請)

- 第6条 指定管理者は、条例第11条第1項の規定により利用料金 の額を定めようとするときは、別記第8号様式による利用料金 承認申請書を教育委員会に提出しなければならない。
- 2 指定管理者は、条例第11条第2項の規定により教育委員会の 承認を受けた利用料金の額を変更しようとするときは、別記第 9号様式による利用料金変更承認申請書を教育委員会に提出し なければならない。

(使用料の減免の申請等)

- 第7条 条例第14条第3項において読み替えて準用する条例第12 条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除する必要があると 認める場合は、県又は教育委員会が主催する学校体育行事又は 社会体育行事のために利用施設を利用する場合とする。
- 2 前項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する者が弓道場の射場を個人で利用する場合は、使用料を免除するものとする。
  - (1) 身体障害者手帳を所持する者
  - (2) 療育手帳を所持する者
  - (3) 精神障害者保健福祉手帳を所持する者
  - (4) 戦傷病者手帳を所持する者
  - (5) 被爆者健康手帳を所持する者
  - (6) 知事が定めるところにより交付する高知県長寿手帳又は 高知市長が交付する高知市長寿手帳を所持する65歳以上の者
  - (7) 第1号から第5号までに掲げる者(以下この号において「身体障害者等」という。)を介護するために当該身体障害者等と同時に弓道場の射場を利用する者(身体障害者等1人

につき1人とする。)

- 3 前2項に定める場合のほか、条例第14条第3項において読み替えて準用する条例第12条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除する必要があると認める場合及び減額する場合の当該額は、教育委員会が別に定める。
- 4 条例第14条第3項において読み替えて準用する条例第12条の規定に基づき使用料の減額又は免除を受けようとする者は、教育委員会に対して、別記第10号様式による使用料減額(免除)承認申請書を提出しなければならない。この場合においては、利用の許可又は利用の変更の許可の申請を口頭によりするときを除き、第2条第2項の利用許可申請書又は第3条第4項の利用変更許可申請書とともに当該使用料減額(免除)承認申請書を提出するものとする。
- 5 教育委員会は、前項の規定による申請があった場合において、使用料の減額又は免除を承認するときは別記第11号様式による使用料減額(免除)承認通知書を当該申請をした者に交付し、承認しないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(使用料の還付の請求等)

- 第8条 条例第14条第3項において読み替えて準用する条例第13 条ただし書の規定に基づき使用料を還付することができる場合 は次の各号のいずれかに該当する場合とし、当該還付する額は 当該各号に定める額とする。
  - (1) 教育委員会の都合により利用の許可又は利用の変更の許可を取り消した場合 既納又は過納となる使用料の額に相当 する額
  - (2) 災害その他の不可抗力により利用施設を利用することができなくなった場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額
  - (3) 利用の取消しの届出又は利用の変更の許可の申請が当該利用を開始する日の5日前までにあった場合 既納又は過納となる弓道場の射場の使用料の額の10分の8に相当する額並びに既納又は過納となる弓道場の会議室及び附属設備の使用料の額に相当する額
  - (4) 使用料を納付した後当該利用を開始する日の前日までに使用料の減額又は免除を承認した場合 既納又は過納となる 使用料の額に相当する額
- 2 条例第14条第3項において読み替えて準用する条例第13条ただし書の規定に基づき使用料の還付を受けようとする者は、教育委員会に対して、別記第12号様式による使用料還付請求書を提出しなければならない。
- 3 教育委員会は、前項の規定による請求があった場合において、使用料の還付を決定したときは別記第13号様式による使用料還付決定通知書を当該請求をした者に交付し、還付をしないときはその旨を当該請求をした者に通知するものとする。

(整理人の配置)

第9条 利用者のうち弓道場の射場を団体で利用する者は、弓道場の内外の秩序を保つため、整理に必要な者を置き、かつ、その人員及び配置について当該利用の前に指定管理者に届け出なければならない。

(管理上の立入り)

第10条 利用者は、弓道場の関係職員が利用施設及び弓道場の設備等(備品を含む。以下同じ。)の管理その他職務上の必要があって当該利用に係る利用施設に立ち入る場合は、これを拒むことができない。

(利用終了後等の整理)

第11条 利用者は、利用施設の利用が終わったとき又は条例第8条第1項の規定に基づき利用の許可を取り消され、若しくは利用施設の利用を停止させられたときは、当該利用に係る設備等を所定の位置に戻し、弓道場の関係職員の点検を受けなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。

(設備の制限)

第12条 弓道場を利用する者は、弓道場の施設に特別の設備を し、又は変更を加えてはならない。ただし、指定管理者の許可 を受けたときは、この限りでない。

(遵守事項)

- 第13条 弓道場を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。
  - (1) 許可を受けないで火気を使用し、又は危険を起こすおそれのある行為をしないこと。
  - (2) 許可を受けないで飲食物その他の物品を販売し、又は陳列しないこと。
  - (3) 許可を受けないで宣伝し、又は勧誘しないこと。
  - (4) 許可を受けないで広告物を掲示し、又は配布しないこと。
  - (5) 許可を受けないで弓道場の備品等を弓道場の外に持ち出さないこと。
  - (6) 弓道場の施設、設備等を汚損し、損壊し、又は汚損し、 若しくは損壊するおそれのある行為をしないこと。
  - (7) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を 及ぼす行為をしないこと。
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、弓道場の管理上必要な指示 に反する行為をしないこと。

(入場の制限)

- 第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めた者に対して、弓道場への入場を拒み、又は弓道場からの退去を命ずることができる。
  - (1) 他の利用者その他の弓道場を利用する者に危害を加え、 又は迷惑を及ぼすおそれのある者

- (2) 前条の規定に違反し、又は違反するおそれのある者 (汚損等の届出)
- 第15条 弓道場を利用する者は、弓道場の施設、設備等を汚損し、又は損壊したときは、直ちに指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(指定管理者の指定の申請に必要な書類等)

- 第16条 条例第18条の教育委員会規則で定める申請書は、別記第 14号様式によるものとする。
- 2 条例第18条第2号の教育委員会規則で定める書類は、次に掲 げるとおりとする。
  - (1) 条例第17条各号に掲げる業務に係る収支予算書
  - (2) 定款、規約その他これらに類する書類
  - (3) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の 団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し
  - (4) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
  - (5) 前各号に掲げる書類のほか、教育委員会が必要があると 認める書類
- 3 条例第19条第3項の教育委員会規則で定める事項は、指定管理者の代表者の氏名とする。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、弓道場の管理に関し必要な事項は、高知県教育長が、又は指定管理者が教育委員会の承認を得て定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次項 の規定は、公布の日から施行する。
  - (準備行為として行う申請等に必要な書類)
- 2 条例附則第2項の規定に基づき条例の施行の日前において行う指定管理者の指定及び利用料金の承認の申請並びに利用の許可に必要な書類については、第16条第1項及び第2項並びに第6条並びに第2条第1項、第3条第2項及び第4条第1項の規定の例による。